



2021年9月6日

「がん」および「悪性新生物」の診断確定の定義変更

SOMPOひまわり生命保険株式会社（社長：大場 康弘、以下「当社」）は、2021年10月2日から、「がん※」および「悪性新生物」（以下、「がん」）の診断確定の定義を変更（緩和）します。

これまで、当社のがんを保障する主契約・特約では、がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）によってなされることを原則としていました。

一般的には医師からがんの診断を受けた時点で「がんの診断を受けた」と認識することから、「お客さま目線の業務運営」の一環としてこの定義を変更し、原則として、医師によるがんの診断確定があれば、お支払いまたは保険料の払込免除の対象となるよう診断確定の定義を下記の通り変更いたしました。

※悪性新生物および上皮内新生物

（注）「がんの疑い」は除きます。また、ケースによっては、病理組織学的所見（生検）が必要になることがあります

記

1. 改定内容のイメージ

がん保険（2010）の例

変更後	変更前
<p>第4条（がんの定義および診断確定）</p> <p>1 この保険契約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。</p> <p>2 <u>がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。</u></p>	<p>第4条（がんの定義および診断確定）</p> <p>1 （同 左）</p> <p>2 <u>がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（被保険者が日本の医師または歯科医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。）によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。</u></p>

2. 改定日

2021年10月2日（2021年10月2日以降に発生した支払事由について適用します）

3. 対象となる保険種類

対象となる主契約・特約は以下の通りです。

①約款の改定のある商品（保険種類ごとの条文変更箇所の詳細は、3ページ以降をご覧ください。）

【主契約】	【特約】
特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付特定疾病終身保険 年齢群団別がん保険 がん保険(01) 特定疾病前払式終身保険 がん保険(2010) 医療保険(2014) 払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 無解約返戻金型女性用がん診断保険 総合生活障害保障保険 無解約返戻金型総合生活障害保障保険 医療保険 (MI-01) 特定疾病保障定期保険 (※) がん保険 (※) 医療保険 (08) (※)	特定疾病収入保障特約 がん死亡特約 がん先進医療特約 新女性特定がん入院特約 医療(08)用がん診断給付特約 医療(08)用がん外来治療給付特約 医療用三大疾病入院一時金特約 医療用特定疾病診断保険料免除特約 医療用がん診断給付特約 医療用がん外来治療給付特約 限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約 七大疾病・就労不能保険料免除特約 医療用保険料免除特約 医療用新三大疾病一時金特約 医療用新がん診断給付特約 医療用新がん外来治療給付特約 医療用抗がん剤治療給付特約 医療用総合生活障害保障特約 特定疾病保障定期保険特約 (※) 特定疾病診断給付金特約 (医療保険) (※) がん死亡・高度障害終身保障特約 (※) がん診断給付金特約 (※) 男性生活習慣病特約 (MO8) (※) 女性医療特約 (MO8) (※) 特定疾病診断給付金特約 (MO8) (※)
【特約】	
疾病入院特約(87) 家族疾病入院特約(87) 成人病入院特約(87) 家族成人病入院特約(87) 女性特定がん入院特約 女性特定がん手術特約 特定疾病診断保険料免除特約 医療(08)用三大疾病入院一時金特約 医療(08)用特定疾病診断保険料免除特約	

②約款の改定のない商品

以下の商品は現在販売をしていないため、約款の改定はありませんが、2021年10月2日以降に発生した支払事由については、①の保険種類と同様に改定後の内容を適用します。

【主契約】	【特約】
がん保険 特定疾病保障終身保険 特定疾病保障終身保険(※) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険(※) 日額増減型がん保険(※)	がん入院特約 (医療保険) (※) がん診断給付金特約 (医療保険) (※) がん死亡・高度障害定期保障特約(※) 保険料払込免除特約(※)

(※) 日本興亜生命にてお取扱いのご契約

4. 保険種類ごとの条文変更箇所

各保険種類の条文のうち、改定部分を抜粋して記載しています。

【主契約】

特定疾病保障定期保険

第2条（保険金の支払）第1項第2号①

① 被保険者が保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表4）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表4に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払いません。

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険

第2条（保険金の支払）第1項第2号①

① 被保険者が責任開始期以後に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表4）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表4に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払いません。

年齢群団別がん保険

第4条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

がん保険(01)

第4条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。」

特定疾病前払式終身保険

第5条（保険金の支払）第1項第3号①

① 被保険者が責任開始期以後に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表2）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表2に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払いません。

がん保険(2010)

第4条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療保険(2014)

備考第10項

10. 悪性新生物に対する開胸手術・開腹手術

悪性新生物に対する開胸手術・開腹手術とは、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によって診断確定された悪性新生物を直接摘出することを目的とした手術をいいます。また、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険

備考第10項

10. 悪性新生物に対する開胸手術・開腹手術

悪性新生物に対する開胸手術・開腹手術とは、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によって診断確定された悪性新生物を直接摘出することを目的とした手術をいいます。また、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

無解約返戻金型女性用がん診断保険

第5条（がんの定義および診断確定）第3項

3 がんおよび女性特定がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

総合生活障害保障保険

第2条（保険金および給付金の支払）第1項第1号

(1) 悪性新生物

被保険者が責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧が行なわれた場合の保険金額の増額分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「悪性新生物の責任開始日」といいます。）以後に、悪性新生物の責任開始日前を含めて初めて別表2に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

無解約返戻金型総合生活障害保障保険

第2条（保険金の支払）第1項第1号

(1) 悪性新生物

被保険者が責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「悪性新生物の責任開始日」といいます。）以後に、悪性新生物の責任開始日前を含めて初めて別表2に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療保険(MI-O1)

備考第10項

10. 悪性新生物に対する開胸手術・開腹手術

「悪性新生物に対する開胸手術・開腹手術」とは、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によって診断確定された悪性新生物を直接摘出することを目的とした手術をいいます。また、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

特定疾病保障定期保険普通保険（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第1条（保険金の支払）第1項第1号

(1)被保険者が責任開始期以後、保険期間中に、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表3）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

がん保険（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第1条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療保険（08）（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第3条（給付金の支払に関する補則）備考※5

※5 がんの診断確定

診断確定は、医師により病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかによってなされることを要します。なお、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

【特約】

疾病入院特約(87)

別表7 悪性新生物

(備考)

悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

家族疾病入院特約(87)

別表7 悪性新生物

(備考)

悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

成人病入院特約(87)

別表6 悪性新生物

(備考)

悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

家族成人病入院特約(87)

別表6 悪性新生物

(備考)

悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

女性特定がん入院特約

第2条（がんおよび女性特定がんの定義および診断確定）第2項

2 女性特定がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

女性特定がん手術特約

第2条（がんおよび女性特定がんの定義および診断確定）第2項

2 女性特定がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

特定疾病診断保険料免除特約

第2条（保険料の払込の免除）第1項第1号

(1) 被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表1）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表1に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。

医療(08)用三大疾病入院一時金特約

第2条（三大疾病の定義およびがんの診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療(08)用特定疾病診断保険料免除特約

第2条（保険料の払込の免除）第1項第1号

(1) 被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表2）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表2に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。

特定疾病収入保障特約

第3条（特約特定疾病年金の支払）第1項第1号

(1) 被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて悪性新生物（別表2）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表2に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特約特定疾病年金を支払いません。

がん死亡特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

がん先進医療特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

新女性特定がん入院特約

第3条（がんおよび女性特定がんの定義および診断確定）第3項

3 がんおよび女性特定がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療(08)用がん診断給付特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療(08)用がん外来治療給付特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療用三大疾病入院一時金特約

第2条（三大疾病の定義およびがんの診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療用特定疾病診断保険料免除特約

第2条（保険料の払込の免除）第1項第1号

(1) 被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表2）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表2に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。

医療用がん診断給付特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療用がん外来治療給付特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約

第2条（保険料の払込の免除）第1項第1号

(1) 悪性新生物

この特約の責任開始期以後に悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき（この特約の責任開始期前に罹患した悪性新生物のこの特約の責任開始期以後における再発または転移を含みます。なお、再発の場合、すでに診断確定された悪性新生物を治療したことにより、悪性新生物が認められない状態となり、その後再発したと医師によって診断確定されることを要します。）。

ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。

なお、悪性新生物の診断確定は、医師によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約

第3条（生活サポート年金の支払）第1項第1号

(1) 悪性新生物

被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて別表2に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表2に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、生活サポート年金を支払いません。

七大疾病・就労不能保険料免除特約

第2条（保険料の払込の免除）第1項第1号

(1) 悪性新生物

被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて別表2に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表2に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。

医療用保険料免除特約

第2条（保険料の払込の免除）第1項第1号

(1) がん

被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて別表2に定める悪性新生物（以下「がん」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内になんに罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。

医療用新三大疾病一時金特約

第2条（新三大疾病の定義およびがんの診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療用新がん診断給付特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療用新がん外来治療給付特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療用抗がん剤治療給付特約

第3条（がんの定義および診断確定）第2項

2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

医療用総合生活障害保障特約

第3条（総合生活障害年金の支払）第1項第1号

(1) 悪性新生物

被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて別表2に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表2に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、総合生活障害年金を支払いません。

特定疾病保障定期保険特約（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第1条（特約保険金の支払）特約特定疾病保険金 第1号

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

特定疾病診断給付金特約（医療保険）（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第2条（給付金の支払）第1項第1号

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「がん給付の責任開始期」といいます。）以後、特約の保険期間中に、初めて（特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表2）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより診断確定されたとき。なお、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

がん死亡・高度障害終身保障特約（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第1条（がんの定義および診断確定）第2項

- 2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

がん診断給付金特約（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第1条（がんの定義および診断確定）第2項

- 2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（以下本項において「医師」といいます。なお、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

男性生活習慣病特約（MO8）（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第3条（給付金の支払に関する補則）第4項備考※3

※3 がんの診断確定

診断確定は、医師によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

女性医療特約（MO8）（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第3条（給付金の支払に関する補則）第4項備考※3

※3 がんの診断確定

診断確定は、医師によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師ががんと診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

特定疾病診断給付金特約（MO8）（日本興亜生命にてお取扱いのご契約）

第1条（給付金の支払）備考※1

※1 悪性新生物の診断確定

診断確定は、医師によってなされることを要します。また、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師が悪性新生物と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。

以上